

社宅使用料金等の値上げ反対！ 40歳で2倍、45歳で2.5倍！

会社は6月1日、業務委員会で「家族用社宅の使用料金等の改定等について」の説明を行いました。説明の内容は「若い人たちに社宅に入る機会をつくる」「公務員や民間企業に比べて、当社の社宅施策の水準はかなり高い水準にある」として、社宅料金の値上げと50歳に達している社員の社宅使用を認める要件の変更を行おうとしています。

このままでは、社宅使用料金等の大幅な値上げになる他、50歳で社宅を退去せざるを得なくなることになります。社員にとっては、家族の生活環境の変化や経済的に大きな負担を強いられる事になるのです。私たちはこのような「改定」を断じて認めることはできません。

JR東海労は6月27日、「家族用社宅の使用料金等の改定等について」の撤回を含め、以下の通り申し入れを行いました。

申し入れ内容

1. 「家族用社宅の使用料金等の改定等」については社員の経済的負担、家族の生活環境の変化が大きすぎるため撤回すること。
2. 会社は「将来社宅個数が相当規模で不足する」と説明したが、具体的な不足個数を地区別に明らかにすること。又、社宅個数が不足するならば、社宅の増設や借り上げ社宅で対応すること。
3. 会社は「持ち家促進のための制度の充実を図る」としているが、具体的な考え方、制度を早急に明らかにすること。
- 4 「家族用社宅の使用料金等の改定等」が実施されることで、社宅に係わる経費が大幅に削減されると想定されるが、削減額を明らかにすること。
5. 改定となる社宅使用料金等を各社宅別に明らかにすること。
6. 社宅使用料金等の改定で社宅から賃貸住宅に転居する社員が増加することが想定される。一般住宅補給金について増額すること。又、同様の理由から住宅を取得する社員が増加することも想定されるので、持家住宅補給金についても増額し、利子補給金とあわせて支給できるようにすること。

さらさら50歳までに社宅退去！
会社は福利厚生を切り下げな！